

行使日	交付株式数		行使価額 (円)	行使された新株予 約権の個数 (個)
	新株 (株)	移転自己株式 (株)		
8月14日 (木)	4,900,000	—	966	49,000
8月15日 (金)	—	—	972	—
8月18日 (月)	—	—	972	—
8月19日 (火)	—	—	972	—
8月20日 (水)	4,900,000	—	884	49,000
8月21日 (木)	—	—	884	—
8月22日 (金)	—	—	884	—
8月25日 (月)	6,700,000	—	834	67,000
8月26日 (火)	11,000,000	—	834	110,000

※2025 年 8 月 13 日時点における発行済株式数は、712, 214, 340 株（うち自己株式数：25, 867 株）であり、2025 年 8 月 14 日から同月 26 日までの間に、第 20 回新株予約権の行使により 27, 500, 000 株を新たに発行しており、2025 年 8 月 26 日における発行済株式数は 739, 714, 340 株となっております。

（ご参考）各回号の行使価額

	第 20 回	第 21 回	第 22 回
8 月 14 日（木）	966 円	975 円	985 円
8 月 15 日（金）	972 円	981 円	991 円
8 月 18 日（月）	972 円	981 円	991 円
8 月 19 日（火）	972 円	981 円	991 円
8 月 20 日（水）	884 円	892 円	901 円
8 月 21 日（木）	884 円	892 円	901 円
8 月 22 日（金）	884 円	892 円	901 円
8 月 25 日（月）	834 円	843 円	851 円
8 月 26 日（火）	834 円	843 円	851 円

※各本新株予約権の行使価額は、2025 年 6 月 25 日（水）に初回の修正が行われ、以後、3 取引日が経過するごとに修正されます（以下、「修正日」といいます。）。

行使価額は、修正条項に基づき、修正日に先立つ連続する 3 取引日の各取引日（ただし終値が存在しない日を除きます。）における当社普通株式の普通取引終値の平均値に対し、第 20 回新株予約権については 100%、第 21 回新株予約権については 101%、第 22 回新株予約権については 102% を乗じた金額の 1 円未満の端数を切り捨てた額に修正されます。ただし、当該金額が下限行使価額（777 円）を下回る場合は、下限行使価額といたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025 年 6 月 6 日公表の「第三者割当による第 20 回乃至第 22 回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

・社債の繰上償還の概要

当社は、2025 年 6 月 30 日付「第 19 回普通社債の発行及び第 3 回普通社債（保証付）の買入消却に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、償還期日を 2025 年 12 月 29 日として、第 19 回普通社債総額 30, 000, 000, 000 円を EVO FUND に発行していましたが、2025 年 7 月 7 日に行われた 6, 000, 000, 000 円の一部繰上償還、2025 年 7 月 15 日に行われた 6, 750, 000, 000 円の一部繰上償還及び 2025 年 8 月 20 日に行われた 3, 000, 000, 000 円の一部繰上償還に引き続き、この度、同社債の償還条項に基づきその一部である 5, 250, 000, 000 円を繰上償還しております。

なお、当償還原資は 2025 年 6 月 30 日付「資金使途の変更に関するお知らせ」にて開示したとおり、第 20 回乃至第 22 回新株予約権の行使によって調達した資金使途に含まれております。

以 上